

平成28年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
〔指定管理者募集要項〕に係る審査

- 1 開催日時 平成28年7月15日(金) 14:00～
- 2 開催場所 青森市役所 第1庁舎3階 福利厚生室
- 3 対象施設 青森市森林博物館
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員会 委員長 相馬 紳一郎(市民政策部理事次長事務取扱)
副委員長 加藤 文男(総務部理事次長事務取扱)
委員 森 宏之(青森大学教授)
委員 古川 司(東北税理士会青森支部税理士)
委員 横内 修(財務部次長)
委員 木村 文人(市民生活部次長兼行政情報センター所長)
委員 舘山 新(健康福祉部次長)
 - (2) 施設所管課(文化財課) 課長 渡邊 薫
主幹 児玉 大成
主査 工藤 洋樹
 - (3) 制度所管課(政策推進課) 主幹 高野 新
主査 伊藤 秀人

5 案件 「青森市森林博物館指定管理者募集要項」について

6 審査結果

募集要項(案)への指摘事項を修正後、募集に当たることについては、全委員異議なく、全会一致で了承された。

7 主な質疑内容

(委員)

募集要項の選定方法等の欄に、最低得点に係る失格の記載が欠けている。

(施設所管課)

別紙1選定基準に記載している。

(委員)

失格は重要な事項なので、募集要項にも記載する必要がある。

(委員)

開館時間について、今後変更があり得る旨の但し書きは不要ではないか。指定管理期間中の条例等改正は、どのような施設でもあり得るため、青森市森林博物館の募集要項だけに但し書きを記載するのには、違和感がある。

(委員)

今の話のとおり、どの施設でもあり得るため、当該施設に限って記載するべきではない。

(委員)

維持修繕費の精算条項について、年額10万円の範囲内となっているが、金額の根拠はなにか。

(施設所管課)

当課が所管する青森市小牧野遺跡保護施設及びあおり北のまほろば歴史館が、1施設あたり年額10万円としているため、同額としたものである。

(委員)

青森市森林博物館は、建物そのものが、市指定の有形文化財である。年10万円という修繕費で、築100年を越えている建物を、後世に残していけるのか。

(施設所管課)

10万円を越えるような修繕について、緊急を要する場合には、補正予算等により対応することとしている。

(委員)

選定基準の中に、「森林についての専門知識を有する者が常時2名以上配置されているか」とあるが、どのように確認するのか。

(施設所管課)

仕様書に記載しているが、たとえば森林インストラクターなどの配置の確認を想定している。